

「建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号認定及び同項第 2 号許可に関する基準」  
に係る運用指針

(平成 30 年 9 月 25 日 建築課長決裁)

- 1 許可基準の「道路に通ずる」とは、片端又は両端とも道路に接続したものととする。
- 2 許可基準(2)の「公的機関が築造・管理する農道、港湾道路、河川管理道路等」とは、以下のいずれかとする。
  - ①公的機関が、関係法令に基づく土地改良事業、農道整備事業、港湾整備事業、河川整備事業又は漁港整備事業により築造し、管理するもの
  - ②里道又は国、県若しくは市町村が所有・管理する地目が公衆用道路である通路で、当該里道又は通路が、現状のみならず、将来にわたって安定的に利用できるもの
- 3 許可基準(5)の「山間部等で将来にわたって宅地化の見込みがないような地域」とは、市街化調整区域、農業振興地域等とする。
- 4 認定基準(1)①において規定する「規則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号に規定するもの」とは、2①に規定するものをいう。
- 5 許可基準(2)において、公共道路の管理者から通行上の同意等が得られ又は当該管理者と通行に関する協議が終了していることは、当該管理者から交付された書面の添付、又は、当該管理者との協議が終了した旨の図面への明記により確認することとする。